

# I 報告

## 第1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件（第100号議案、行財政局所管分）

### 1. 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年6月法律第37号）の施行に伴い、次の条例を改定する必要性が生じたため

### 2. 改正内容

#### （1）神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）

地方公務員法第16条第1号が削除されたことに伴い、引用条文を削除

#### （2）職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年2月条例第8号）

地方公務員法第16条第1号が削除されたことにより号ずれした部分を改正

#### （3）神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）

地方公務員法第16条第1号が削除されたことに伴い、引用条文を削除

### 3. 施行期日

令和元年12月14日

## 第100号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件  
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員退職手当金条例の一部改正)

第1条 神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第11条の3, 第12条の見出し及び同条第1項第1号, 第13条第1項第1号並びに第15条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和27年2月条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の2中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「, 若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定による失職(特別職の職員で常勤のもの<sup>ニ</sup>の給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第1条に規定する者(以下「特別職に属する者」という。)にあつては, 同様の規定による失職)をし」を削り, 同条第4項中「, 若しくは失職をし」を削る。

第2条の2第1号中「地方公務員法」を「法」に改め、同条第2号中「地方公務員法」を「法」に改め、「（同法第16条第1号に該当して失職（特別職に属する者にあつては、同様の規定による失職）をした職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第2条の3中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第3条第1項中「，若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定による失職（特別職に属する者にあつては、同様の規定による失職）をし」を削る。

附則第15項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「法」に、「地方公務員法第55条の2第1項ただし書」を「法第55条の2第1項ただし書」に改める。

附則第16項中「地方公務員法」を「法」に、「地方教育行政法及」を「地方教育行政法及び」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

#### 理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市職員退職手当金条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第11条の2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する市民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2, 3 略

(退職手当の支払の差止め)

第11条の3 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

禁錮

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

禁錮

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

禁錮

第12条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条の2第1項の規定により勘案するものとされている事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2), (3) 略

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第13条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条の2第1項の規定により勘案するものとされている事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第2号の規定による退職手当（規則で定めるものに限る。）（次項にお

禁錮

いて「失業手当」という。)の支給を受けることができた者(次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、第17条第2号の規定(当該規定に基づく規則の規定を含む。)により算出される金額(次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

禁錮

(2), (3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 略

2, 3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

禁錮

禁錮

5～8 略

(参考 2)

職員の分限及び懲戒に関する条例 ぬきがき

( は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(失職の例外)

第4条の2 法第16条第2号に該当するに至つた職員のうち、刑の執行を猶予された者については、任命権者が情状により特に必要と認めるときは、失職しないものとする事ができる。

第16条第1号



の日を「支給日」という。)の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分(特別職に属する者にあつては、懲戒免職の処分又はこれに準ずるもの)を受けた職員

法

- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定による失職(特別職に属する者にあつては、同様の規定による失職)をした職員(同法第16条第1号に該当して失職(特別職に属する者にあつては、同様の規定による失職)をした職員を除く。)

法

- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

禁錮

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

禁錮

第2条の3 任命権者(特別職に属する者及び消防長にあつては、市長。以下この条において同じ。)は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中又は公益的法人等(公益的法人等への一般職の地方公務

員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への派遣の期間中若しくは特定法人（同法第10条第1項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）若しくは公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中又は公益的法人等への派遣の期間中若しくは特定法人若しくは公共施設等運営権者の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に

禁錮

関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2), (3) 略

4～6 略

(勤勉手当)

第3条 勤勉手当は、6月1日又は12月1日

(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(特別職に属する者及び特定任期付職員を除く。以下この項において同じ。)に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定による失職(特別職に属する者にあつては、同様の規定による失職)をし、又は死亡をした職員についても、同様とする。

2～6 略

附則

1～14 略

15 平成29年3月31日(以下この項及び次項において「基準日」という。)において公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号。以下「教育職員条例」という。)の適用を受けている神戸市立の学校の職員で、引き続き神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成29年3月条例第35号)による改正後の神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。)の適用を受けるもののうち、この条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年12月条例第43号)の規定に基づき算定された算定基礎額(扶養手当の月額及び扶養

禁錮

---

---

---

---

手当の月額に係る地域手当の月額を除く。)が、その者の基準日における給料月額(基準日において地方公務員法(昭和25年法律第261号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下この項及び次項において「地方教育行政法」という。)及び職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和35年兵庫県条例第52号。以下この項及び次項において「兵庫県分限条例」という。)の規定に基づき休職(地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合を含む。)、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下この項及び次項において「勤務時間条例」という。)第16条に規定する病気休暇若しくは勤務時間条例第18条に規定する介護休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下この項及び次項において「育児休業法」という。)及び職員の子育て支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号。以下この項及び次項において「子育て支援条例」という。)の規定に基づく育児休業又は職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例(平成4年兵庫県条例第6号)の規定に基づく自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業のため勤務しなかつた職員が平成29年4月1日以後に復職し、又は職務に復帰する場合にあつては、基準日に復職し、又は職務に復帰したものとみなし、教育職員条例第12条の2、子育て支援条例第9条又は職員の自己啓発等休業、社会貢献等のための休業に関する条例第9条若しくは第10条の7の規定を適用した場合における給料月額をいう。)

法

法第55条

の2第1項ただし書

を基礎として、教育職員条例の規定に基づき算定された期末手当基礎額（扶養手当の月額及び扶養手当の月額に係る地域手当の月額を除く。）に達しないこととなるものの算定基礎額には、その差額に相当する額を加える。

- 16 基準日において市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第46号。以下「事務職員条例」という。）の適用を受けている神戸市立の学校の職員で、引き続き給与条例の適用を受けるもののうち、この条例の規定に基づき算定された算定基礎額（扶養手当の月額及び扶養手当の月額に係る地域手当の月額を除く。）が、その者の基準日における給料月額（基準日において地方公務員法、地方教育行政法及兵庫県分限条例の規定に基づき休職（地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合を含む。）、勤務時間条例第16条に規定する病気休暇若しくは勤務時間条例第18条に規定する介護休暇、育児休業法及び子育て支援条例の規定に基づく育児休業又は職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例の規定に基づく自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業のため勤務しなかつた職員が平成29年4月1日以後に復職し、又は職務に復帰する場合にあつては、基準日に復職し、又は職務に復帰したものとみなし、事務職員条例第2条の規定により準用される職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号。以下「県職員給与条例」という。）第12条の2、子育て支援条例第9条又は職員の自己啓発等休業、社会貢献等のための休業に関する条例第9条若しくは第10条の7の規定を適用した場

法

地方教育行政法及び

法

合における給料月額をいう。)を基礎として、  
県職員給与条例の規定に基づき算定された期  
末手当基礎額(扶養手当の月額及び扶養手当  
の月額に係る地域手当の月額を除く。)に達し  
ないこととなるものの算定基礎額には、その  
差額に相当する額を加える。

17, 18 略